

定期積金満期金振替専用 定期預金

2026年4月1日 現在

商品名	定期積金満期金振替専用定期預金
販売対象	・定期積金満期金から定期預金へ振替される個人・個人事業主の方
期間	・1年・3年・5年 自動継続型(元金継続または元利金継続)
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・10万円以上 1,000万円未満(定期積金の満期受領額の範囲内) ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
金利	・窓口へお問い合わせいただくか、当金庫ホームページの金利一覧を参照ください。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・初回満期日まで優遇金利を適用します。 ・単利型(預入期間1年)の場合 預入期間1年のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 ・複利型(預入期間3年・5年)の場合 6ヶ月ごとの複利で計算し、満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が追加され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が課税されます。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、定期預金規定で定めるところの期限前解約利率を適用しお支払いします。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上乗せ金利は初回満期日まで適用し、自動継続時には店頭表示金利となります。 ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)